

中型まき網漁業の許可及び起業の認可方針

(適用範囲)

1 千葉県海面において、総トン数5トン以上40トン未満(銚子市地先から南房総市野島埼灯台正南線に至る間の千葉県海面においては総トン数5トン以上15トン未満)の船舶を使用して中型まき網漁業を営もうとするものの許可及び起業の認可(以下「許可等」という。)に関する取扱いについては、千葉県海面漁業調整規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

ただし、茨城県との相互入会操業に係る許可については、別途定めるところによるものとする。

(許可等の定数)

2 この漁業の許可等を行うことができる海域ごとの船舶の隻数の最高限度(以下「定数」という。)は次のとおりとする。

海域番号	船舶根拠地	海 域	定数
(1)	銚子市から富津市川名まで	銚子市地先から富津市富津岬突端、第1海堡中心点、第2海堡中心点、北緯35度17分16秒東経139度44分13秒の点及び神奈川県横須賀市観音埼灯台中心点を順次に結んだ線に至る間の千葉県海面	41隻
(2)	館山市香から浦安市まで	館山市洲埼灯台中心点と神奈川県三浦市城ヶ島灯台中心点を結んだ線以北の千葉県海面	18隻
(3)	銚子市から富津市川名まで	南房総市野島埼灯台正南線から富津市富津岬突端、第1海堡中心点、第2海堡中心点、北緯35度17分16秒東経139度44分13秒の点及び神奈川県横須賀市観音埼灯台中心点を順次に結んだ線に至る間の千葉県海面	1隻

(許可等の基準)

3 2の表の(3)の海域の許可等の申請をすることができる者は、現に当該海域での本漁業の許可等を受けている者が許可等の有効期間の満了により引き続き許可等の申請をしようとする場合に限る。

(操業区域)

4 許可の操業区域は、2に定める船舶根拠地(漁船法施行規則第1条第9項)とする者について、それぞれ2に定める当該海域とする。

(定数内における1トン以内の増トン)

5 許可等を受けた船舶について、改造等によりやむを得ずその総トン数を増加しようとする申請があったときは、漁業法第66条第3項の規定により農林水産大臣が定め

る合計総トン数の最高限度をこえない範囲内において、1隻につき1トン以内の増加を認めるものとする。

(中間代船の許可)

6 この漁業の許可を受けた者が、経営上やむを得ない事情によって許可を受けた船舶の総トン数よりも少ない総トン数の代船（以下「中間代船」という。）によりこの漁業を操業しようとする申請をしたときは、6か月をこえない範囲内において認めるものとする。

また、中間代船の許可期間内に代船による許可の申請をしたときは、中間代船の許可を受ける基礎となった従前の許可に係る船舶の総トン数をこえない範囲まで大型化を認めるものとする。

(許可等の申請期間)

7 この漁業の許可等の申請期間は、平成27年7月3日から平成27年7月17日までとする。

(許可の有効期間)

8 この漁業の許可の有効期間は、許可の日から平成30年7月31日までとする。

(制限又は条件)

9 海域番号(1)に掲げる操業区域には、次の制限又は条件を付けることがある。
南房総市野島埼灯台正南線以西の海域においては操業してはならない。

(許可等の申請)

10 この漁業の許可等を受けようとする者は、規則第4号様式の申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 申請理由書
- (2) 印鑑証明書
- (3) 共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書
- (4) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
- (5) 代船、その他承継の場合は、旧許可証又はその写し、廃業届及び印鑑証明書
- (6) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書
- (7) 年間操業計画書
- (8) 所属漁業協同組合代表理事組合長、千葉県旋網漁業協同組合代表理事組合長の副申書

(附 属 船)

11 附属船は網船1統につき5隻以内とする。

(操業状況報告書)

12 この漁業の許可を受けた者は、毎年1月1日から12月31日までの操業状況を翌年1月31日までに別に定める様式により知事に報告しなければならない。

附 則

この方針は、昭和45年7月7日から施行する。

昭和48年7月12日一部改正

昭和50年9月1日一部改正

昭和51年7月1日一部改正

昭和52年9月1日一部改正

昭和54年6月12日一部改正

昭和54年6月25日一部改正

昭和57年6月8日一部改正

昭和60年6月25日一部改正

昭和63年7月4日一部改正

平成3年6月3日一部改正

平成6年6月10日一部改正

平成9年7月3日一部改正

平成12年6月30日一部改正

平成15年6月24日一部改正

平成18年6月19日一部改正

平成21年6月12日一部改正

平成24年6月21日一部改正

平成27年6月16日一部改正

中型まき網漁業(5トン以上船)の操業状況報告書

千葉県知事 様

所属漁協名
代表者住所
氏 名

㊦

1. 許可の受有状況

許可番号	許可名義人		船舶所有者 氏名	船名	総トン数	推進機関の 種類・馬力数	漁船登録番号	許可の有効期間	最盛期の 従業者数 (1統当)	網船の 船齢	網船の建造計画 及びトン数	備考
	住所	氏名										
第 号				丸	トン	馬力 キロワット	CB2-	年 月 日から	人 平均年齢 才	年	年 月頃 トン	
第 号				丸	トン	馬力 キロワット	CB2-	年 月 日まで		年	年 月頃 トン	

2. 水揚げ状況(平成 年1月～12月)

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
区分														
出漁日数														
魚種名	水揚状況													
	水揚量(トン)													
	水揚高(千円)													
	水揚量(トン)													
	水揚高(千円)													
その他	水揚量(トン)													
	水揚高(千円)													
合計	水揚量(トン)													
	水揚高(千円)													
主 な 水 揚 港														
主 な 漁 場														
水 深														
備 考 欄														

- 注 1. 休漁中のものは理由書を付して必ず提出すること。
 2. 提出期限は、1月31日までとし、所属漁協を通じて提出すること。
 3. 水揚高の魚種名は、主な2魚種について、個別に記入し、2種以外のものは、その他として計算すること。

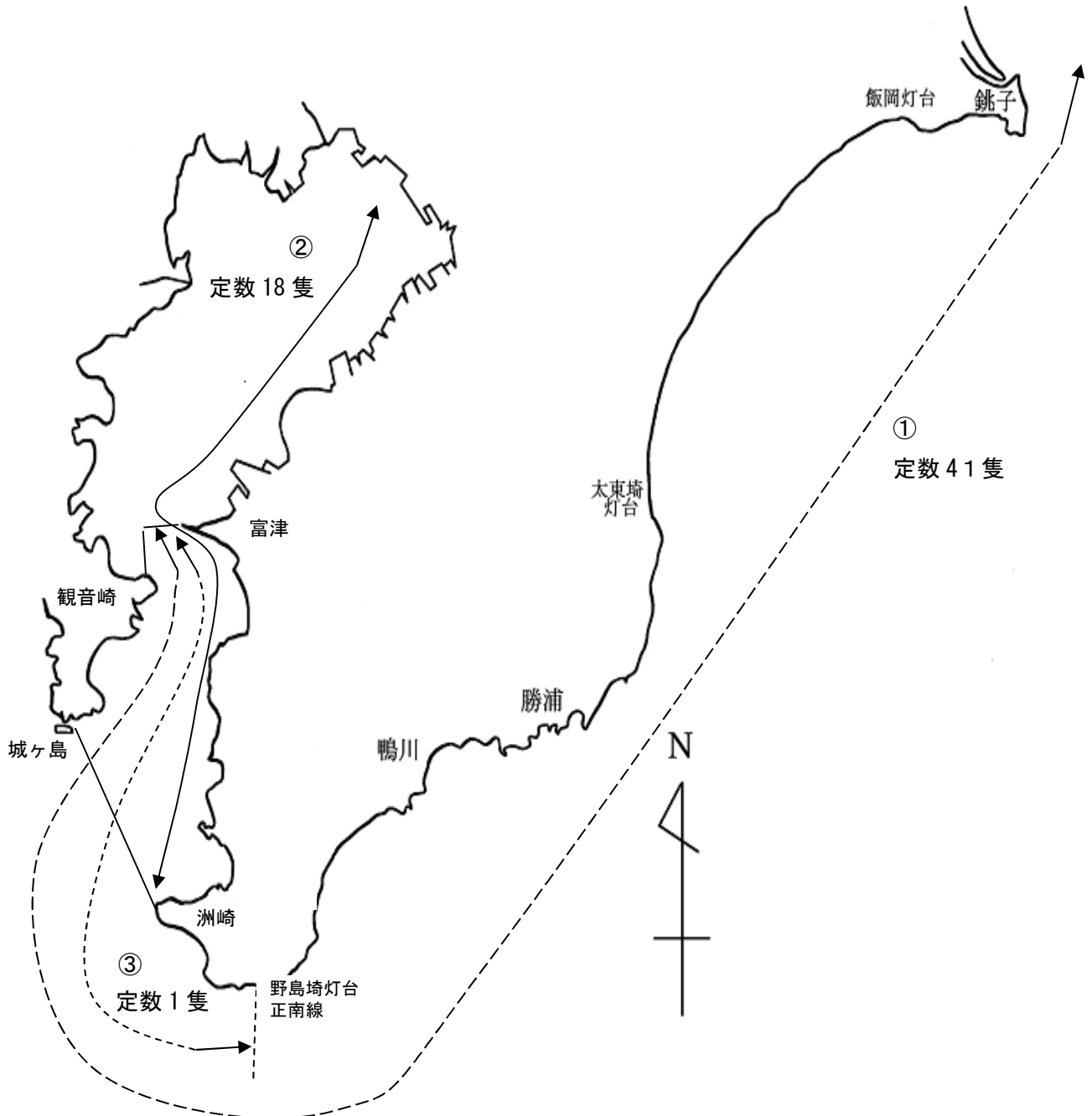
中型まき網漁業

使用船舶：銚子市地先から野島埼灯台正南線までの海域

5トン以上 15トン未満（漁業法第66条及び政令）

上記以外の海域

5トン以上 40トン未満（漁業法第66条）



(附属船)

附属船は網船 1 統につき 5 隻以内とする。